

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	ばいじん等に係る届出施設の改善命令等	
根拠条例等・条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第37条第1項、第111条第4項第4号	
所 管 課	環境保全部環境対策課	
処 分 基 準	<p>ばい煙等排出者でばいじん等（ばいじん、有害物質（指定有害物質を除く。）又は特定粉じん（指定特定粉じんを除く。））を排出し、又は飛散させるものが、そのばいじん等濃度が排出口において届出施設に係る規制基準に適合しないばいじん等を継続して排出するおそれがあると認めるとき。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続きをとることができないとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴 聞又は弁明の手続 の適用が除外され る場合の根拠例規 及び条項	